

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止基本方針

学校法人北海道龍谷学園小樽双葉高等学校（以下「本校」といいます。）は、採用活動、教育実習、インターンシップその他の職業生活に関する活動において、求職者等が安心して活動できる環境を確保するため、求職者等に対するセクシュアルハラスメント（いわゆる「就活セクハラ」）の防止に取り組みます。

本校は、すべての求職者等の人格と尊厳を尊重し、採用等に関する立場や関係性を利用した不適切な性的言動を許容しません。

1 基本的な考え方

本校は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止し、採用活動等に関わるすべての方が安心して活動できる環境を整えることを重要な責務と考えています。

本校の教職員は、求職者等の人格を尊重し、採用活動等における立場や権限を利用して、相手方が不快に感じる性的な言動その他の不適切な言動を行ってはなりません。

また、本校は、求職者等から相談や申出があった場合には、相談者の意向を尊重しながら、適切かつ迅速に対応します。

2 対象となる方

本方針の対象となる「求職者等」には、次のような方を含みます。

- 本校への就職を希望し、又は検討している方
- 採用選考、面接、説明会、学校訪問等に参加する方
- インターンシップに参加する方
- 教育実習その他の実習に参加する方
- 大学、専門学校その他の教育機関等から本校の採用活動等に関して紹介・推薦を受けた方
- その他、本校の採用活動、職業体験、実習等に関わる方

3 禁止する行為

本校は、求職者等に対し、採用活動等における立場や関係性を利用して行う次のような行為を禁止します。

- 性的な関係や交際を求めること
- 性的な内容の発言、質問、冗談、からかい等を行うこと
- 容姿、身体、恋愛、結婚、性的な事柄等について、採用等に必要のない質問や発言をすること
- 食事、飲酒、私的な外出等を必要以上に求めること
- 個人的な連絡先や SNS 等の交換を執拗に求めること

- 性的な内容を含むメッセージ、画像、動画等を送信すること
- 相手方の意に反して身体に触れること
- 採用、選考、実習、インターンシップ等における立場を利用して、相手方に性的な言動を受け入れるよう求めること
- その他、相手方の意に反する性的な言動により、その就職活動、実習、インターンシップ等を不当に妨げ、又は不利益を与えること

なお、これらに該当するかどうかは、行為を行った本人の意図だけでなく、相手方の受け止め方や、行為が行われた状況等を踏まえて判断します。

4 採用活動等における適切な対応

本校では、求職者等が安心して採用活動等に参加できるよう、次のような取組を行います。

- 採用面接等について、可能な限り複数の教職員で対応すること
- 面接、実習、インターンシップ等の実施場所及び時間を適切に設定すること
- 採用活動等における連絡手段、連絡時間等について、適切なルールを設けること
- 採用活動等における連絡には、原則として学校が指定する連絡手段を使用すること
- 個人的な SNS 等を利用した不必要な連絡や、私的な連絡先の交換を避けること
- 採用活動等に関わる教職員に対し、セクシュアルハラスメント防止について周知・啓発すること

5 相談窓口

本校は、求職者等がセクシュアルハラスメントについて相談できる窓口を設けます。採用活動、教育実習、インターンシップ等において、教職員から不適切な性的言動を受けた場合、又はそのような行為について不安や疑問を感じた場合には、下記の相談窓口までご相談ください。

相談窓口では、相談内容や状況に応じて適切に対応するとともに、必要に応じて関係部署と連携して対応します。

【相談窓口】

学校法人北海道龍谷学園

小樽双葉高等学校 相談窓口（法人事務室）

電話：0134－32－1828

E-mail：jimur@r-futaba.ed.jp

受付時間：平日 8時15分～17時15分

6 相談・申出への対応

本校は、相談や申出を受けた場合には、相談者の意思を尊重しながら、必要な範囲で事実関係を確認し、適切に対応します。

本校は、教職員が求職者等からの相談への対応に協力し、事実を述べたことを理由として、当該教職員に対して解雇その他の不利益な取扱いを行いません。

また、相談者その他の関係者についても、相談、申出又は事実確認への協力を理由として、不利益な取扱いを行いません。

事実関係を確認した結果、セクシュアルハラスメントに該当する行為が認められた場合には、関係する規程等に基づき、行為者に対して厳正に対処するとともに、必要な措置を講じます。

7 相談者等のプライバシーの保護

相談、申出及び事実確認等に関して知り得た個人情報については、関係法令及び本校の個人情報の取扱いに関する方針等に基づき、適切に取り扱います。

また、相談者、行為者その他関係者のプライバシーを保護するため、必要な措置を講じます。

相談者や関係者のプライバシーを尊重し、必要な範囲を超えて情報を共有することはありません。

8 教職員への周知・啓発

本校は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、本方針を教職員に周知するとともに、採用活動、教育実習、インターンシップ等に関わる教職員に対して、必要な知識及び対応について周知・啓発を行います。

また、求職者等に対しても、本方針及び相談窓口について必要な情報提供を行います。

9 安心して相談していただくために

セクシュアルハラスメントについて、「この程度のことで相談してよいのだろうか」「自分が気にしすぎなのではないか」と一人で悩む必要はありません。

本校は、相談された内容を真摯に受け止め、相談者の立場に配慮しながら対応します。不快に感じたことや不安に思ったことがありましたら、できるだけ早めにご相談ください。

10 本方針の見直し

本校は、法令や社会情勢の変化、相談事例等を踏まえ、必要に応じて本方針の内容を見直し、求職者等が安心して採用活動、教育実習、インターンシップ等に参加できる環境の整備に努めます。

附則

本方針は、令和８年１０月１日から施行します。

令和８年１０月１日

学校法人北海道龍谷学園

小樽双葉高等学校